

# 奥会津ミュージアム企画運営業務仕様書

## 1 委託業務名

奥会津ミュージアム企画運営業務

## 2 業務目的

本業務は、第4期只見川電源流域振興計画に掲げた基本施策「奥会津らしさの整理・継承」に基づく地域づくりを推進するため、奥会津地域（柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町、南会津町、檜枝岐村）全体を施設を持たないエコミュージアムとして位置づけ、奥会津地域の多様な地域資源の深掘りを行い、それらを活かすことで、持続可能な経済価値・環境価値を創造する。

奥会津地域の生活文化や自然、人々の生き様など、古の時代より継承されてきた価値ある地域の宝や文化といった地域資源をこれから100年の未来へと伝え、新しい奥会津の風景を作ることで、関係人口の増加と地域の活性化を図ることを目的とする。

## 3 業務内容

### (1) 奥会津ミュージアム構想の推進・具現化に関すること

本業務目的を踏まえ、奥会津地域にある様々な地域資源について考えるきっかけとして、以下の取組みを行う。

#### ア 奥会津ミュージアム構想会議の開催

奥会津ミュージアム構想（以下「構想」という。）をより持続可能な形で具現化・発展させていくために、関係者との連携・協働・実践を意識した運用体制を構築し、それに伴う奥会津ミュージアム構想会議（以下「会議」）を実施する。なお、会議に関する内容や頻度については、委託者と協議のうえ決定すること。

#### イ プログラムの実践

本構想を具体的に実現するため、地域内外や各世代に順応した実践的な取組みについて、以下の通り行うこととする。

(ア) 地域の文化や歴史を知るための「講演会（勉強会等）」の実施

(イ) 関係性構築や生活文化を学ぶための「体験交流プログラム」の実施

(ウ) その他、地域内外の関係人口の増加が見込まれる取組みの実施

なお、本業務では、当協議会事業で実施している「奥会津体験博覧会『せど森の宴』」等と連携することを可とし、委託者及び関係者間と協議の上事業を行うこととする。

### (2) 奥会津ミュージアムWebの運用に関すること

奥会津ミュージアムWeb（以下「Web」という。）の管理保守を始めとした運用について、以下の通り行うこととする。

#### ア Webのサーバ等管理保守に関すること

#### イ Webの改修に関すること

#### ウ Webの広報・発信に関すること

#### エ Webコンテンツの追加・編集作業に関すること

なお、追加するコンテンツは以下を基本とするが、追加・編集内容・更新日等については、委託者と協議の上決定すること。

(ア) 奥会津在住もしくは奥会津にゆかりのあるライターによる取材・執筆内容

(イ) 奥会津7町村文化施設間連携企画展の取材・執筆内容

(ウ) 奥会津デジタルアーカイブの運営に関する取材・執筆内容

(3) 奥会津デジタルアーカイブ準備室との連携及び運営補助に関すること

前述(2)のWeb運用にあたり、当協議会が運営する現行の奥会津デジタルアーカイブ準備室検討委員会(以下「委員会」という。)との連携及び運営に関する補助を行う。奥会津デジタルアーカイブシステム(以下「アーカイブ」という。)の運用について、Webとアーカイブそれぞれの連動性を鑑みた基盤整備を行うにあたり、以下の通り業務を行うこととする。

ア 委員会の運営補助に関すること

イ Webとアーカイブの連動及び接続に関すること

ウ その他、必要な委員会への補助等に関すること

なお、人選を含めた委員会の全体運営・進行については当協議会が行うこととし、その他全体運営を行う上で必要な補助等については委託者と協議のうえ決定することとする。また、その際に必要なWeb及びアーカイブ含め、その他の権限を委託者にも付与することとする。

#### 4 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

#### 5 実施体制・業務主任等及び定例会の開催

- (1) 受託者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 受託者は、本業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務監理者を定め、委託者等の関係機関との協議や定例会(月1回程度の頻度)・打合せ等に出席させるものとする。また、業務の進行上、緊急に委託者と協議等を行う必要がある場合は、適宜、打合せを実施すること。
- (3) 受託者は、各事業実施における主たる責任者を定め、委託者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

#### 6 成果品の提出

受託者は、本業務履行期限までに、次に掲げる成果品を委託者に提出すること。

- (1) 業務実績報告書(※任意様式)
- (2) 実績に基づく継続時の事業予算および設計の提示
- (3) その他、委託者が必要と認める資料

#### 7 成果の帰属等

本契約に伴い実施される委託業務により得られた成果に係る著作物(意匠、文章、名称、デザインを含む)に関する権利はすべて委託者に帰属する。ただし、研修会資料や発表資料などの受託者等が事業着手前から有する著作物は除く。

#### 8 その他の留意事項

- (1) 契約額には、上記6に関する経費(消耗品、資材及び機器の使用料、各報告書作成に係る費用等)を含む。
- (2) 契約に係る費用については受託者が負担するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (4) 地域内または福島県内の事業者と連携した事業展開とすること。